

(お知らせ) ワシントン条約附属書の改正に伴う我が国の輸出入手続の取扱いについて

平成 28 年 12 月 2 日
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室

第 17 回ワシントン条約締約国会合（平成 28 年 9 月 24 日～10 月 4 日、南アフリカ共和国にて開催）において、同条約附属書の改定が決定されました。改定内容については「お知らせ・ワシントン条約：第 17 回締約国会議における附属書改正事項について」をご確認ください。

改正附属書の効力が発生するのは平成 29 年 1 月 2 日（月）以降です。本改正に伴う我が国の輸出入手続の取扱いについて以下のとおりお知らせします。

1. 条約附属書の分類が変更（条約の適用を新たに受けることとなる場合、附属書Ⅱから附属書Ⅰに移行する場合）となる種の標本（動植物の個体、個体の部分若しくは派生物をいう。以下同じ。）を輸入する場合

○ワシントン条約附属書の改正により新たに条約の適用を受ける種の標本を輸入する場合であって、改正附属書の効力が発生する日の前日（今回の場合は平成 29 年 1 月 1 日）までに船積みされた場合には、条約の適用を受けない種という取扱いで輸入することができます。相手国（輸出国）による CITES 輸出許可・再輸出証明書発給如何に関わらず、輸入時に当該貨物が改正附属書の効力が発生する日の前日までに船積みされたことを証明する書類（船荷証券等）を税関に対して提示してください。

○ワシントン条約附属書の改正により掲載が附属書Ⅱから附属書Ⅰに移行する種の標本を、当該附属書の改正に係る効力発生日（平成 29 年 1 月 2 日）以降に輸入する場合、CITES 輸出国管理当局が発給した CITES 輸出許可・再輸出証明書にある附属書の欄に附属書Ⅱとの記載があり、同許可書の発行日が改正附属書の効力発生以前であって当該貨物の輸入日が同許可書の有効期限日以内であれば、附属書Ⅱ掲載の条約関連貨物として輸入することができます。なお、国内への輸入後は、「種の保存法」による国際希少野生動植物種（CITES 附属書Ⅰ掲載種等を指定）として、同法に基づく譲渡規制等の対象になりますのでご注意ください。

（種の保存法に基づく譲渡規制等についての詳細は以下の環境省ホームページをご確認ください）

<環境省・希少な野生動植物種を飼育・販売される皆さんへ>

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/pamphlet/ForThoseWhoWantToKeepOrSellRareWildlife.pdf>

2. 条約附属書の分類が変更（条約の適用を新たに受けることとなる場合、附属書Ⅱから附属書Ⅰに移行する場合）となる種の標本を輸出する場合

（1）我が国の取扱いについて

○ワシントン条約附属書の改正により新たに附属書に掲載された種については、我が国における船積み日が改正附属書の効力発生日以前である場合は、条約の適用を受けない種という扱いとして輸出することができます。

○ワシントン条約附属書の改正により掲載が附属書Ⅱから附属書Ⅰに移行した種については、我が国管理当局が発給した CITES 輸出許可書にある附属書の欄に附属書Ⅱとの記載があり、同許可書の発行日が改正附属書の効力発生日以前であって、当該貨物の輸入予定日が同許可書の有効期限日以内であれば、従前の例により附属書Ⅱと同じ扱いで輸出することができます。

（2）我が国以外の条約締約国（輸入国）における取扱いについて

○輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力が発生する日（平成 29 年 1 月 2 日）以降に当該種の輸入通関が行われる場合には、輸出先国（輸入国）より、改正附属書に基づく CITES 輸出許可・再輸出証明書の提示を求められる場合がありますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容についてご確認いただきますよう、お願いいたします。

○改正附属書の効力が発生する前に我が国から輸出され、効力が発生する日以降に輸入通関が予定される場合であって、輸出先国（輸入国）より改正附属書に基づく CITES 輸出許可・再輸出証明書の提示を求められる場合については、当省において CITES 輸出許可書または CITES 再輸出証明書を発行いたしますので、必要な書類を準備の上申請してください。

なお、当省の年内業務は 12 月 28 日（水）までとなっており、12 月 20 日（火）までに当省が正式に受理した申請案件については、年内の CITES 輸出許可・再輸出証明書の交付及び発送が可能です。12 月 21 日（水）以降に受理された申請案件は平成 29 年 1 月 4 日（水）以降の交付・発送となりますのでご注意ください。

新たに附属書Ⅱに掲載される種について、効力が生ずる日より前に CITES 輸出許可書または再輸出証明書を申請される場合は、以下（3）の必要書類をご準備いただきますようお願いいたします。

(3) CITES 輸出許可・再輸出証明書の申請に必要な書類について

○改正附属書の効力発生日（平成 29 年 1 月 2 日）以前に我が国から船積みされ、改正附属書の効力発生日以降に輸入国での通関が予定されている案件

	輸出（日本原産）	再輸出（海外原産）	書類名
1	○	○	<u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（CITES 輸出許可・再輸出証明書）</u> <原本 2 通>
2	○	○	<u>輸出許可申請説明書</u> <原本 1 通>
3	○	○	<u>輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類</u> <写し 1 通>
4	右記に該当する場合	右記に該当する場合	<u>輸入国 CITES 管理当局が発行した輸入許可書</u> <原本の写し 1 通>（附属書 I の野生、F1 世代又は野生と同等の飼育下で繁殖された動植物の標本の場合のみ必要）
5	右記に該当する場合	×	・飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物にあつては、 <u>附属書 I 掲載種の場合は関係省が発行したその旨を証する書類（繁殖証明書等）</u> <原本 1 通> ・附属書 II 掲載種の場合は、 <u>繁殖者が作成した繁殖を証する書類</u> <原本 1 通>
6	右記に該当する場合	右記に該当する場合	生きている動植物にあつては、 <u>運送手段説明書</u> <原本 2 通（再輸出の場合は原本 1 通）>
7	○	×	<u>我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲又は採取したものでない旨の誓約書</u> <原本 1 通>
8	○	×	<u>個体（生死の別を問わない）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真（A4 紙に貼付）</u> <2 枚>
9	右記に該当する場合	右記に該当する場合	販売又は譲渡された貨物にあつては、 <u>販売証明書又は、譲渡証明書</u> <原本 1 通>（販売者が作成）
10	×	○	<u>通関済み輸入通関申告書（輸入許可通知書）</u> <原本（輸入の際の性質及び形状が変わっていないものの輸出に限る）及び写し 1 通>
11	×	○	<u>輸入時のインボイス等、輸入契約を証するに足る書類（種の標本の学術名が記載されているもの）</u> <写し 1 通>

12	指示があつた場合	指示があつた場合	<u>その他必要であるとして提出を求められた書類等</u>
----	----------	----------	-------------------------------

(注) 書類の様式、記入例等については、当省 HP に掲載されている「輸出貿易管理令に基づく承認を要しない貨物の輸出・再輸出」の申請書類をご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex4_syorui.html#shinsei3

○改正附属書の効力発生日（平成 29 年 1 月 2 日）以降に我が国から船積みが予定されている案件

	輸出（日本原産）	再輸出（海外原産）	書類名
1	○	○	輸出承認申請書 < 原本 2 通 >
2	○	○	輸出承認申請説明書 < 原本 1 通 >
3	○	○	輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類 < 写し 1 通 >
4	○	○	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（CITES 輸出許可・再輸出証明書） < 原本 2 通 >
5	右記に該当する場合	右記に該当する場合	輸入国 CITES 管理当局が発行した輸入許可書 < 原本の写し 1 通 >（附属書 I の野生、F1 世代又は野生と同等の飼育下で繁殖された動植物の標本の場合のみ必要）
6	右記に該当する場合	×	・飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物にあつては、附属書 I 掲載種の場合は関係省が発行したその旨を証する書類（繁殖証明書等） < 原本 1 通 > ・附属書 II 掲載種の場合は、繁殖者が作成した繁殖を証する書類 < 原本 1 通 >
7	右記に該当する場合	右記に該当する場合	生きている動植物にあつては、 <u>運送手段説明書</u> < 原本 2 通（再輸出の場合は原本 1 通） >
8	○	×	我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲又は採取したものでない旨の誓約書 < 原本 1 通 >
9	○	×	個体（生死の別を問わない）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真（A4 紙に貼付） < 2 枚 >
10	右記に該当	右記に該当	販売又は譲渡された貨物にあつては、 <u>販売証明書</u> 又は、

	する場合	する場合	譲渡証明書 <原本1通> (販売者が作成)
11	×	○	通関済み輸入通関申告書(輸入許可通知書) <原本(輸入の際の性質及び形状が変わっていないものの輸出に限る)及び写し1通>
12	×	右記に該当する場合	残高を証する書面 <1通> (輸入者=再輸出者の場合のみ必要)
13	×	○	輸入時のインボイス等、輸入契約を証するに足る書類(種の標本の学術名が記載されているもの) <写し1通>
14	指示があった場合	指示があった場合	その他必要であるとして提出を求められた書類等

(注) 書類の様式、記入例等については、当省 HP に掲載されている「輸出、再輸出」の申請書類をご参照ください。

[輸出]

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex4_syorui.html#shinsei1

[再輸出]

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex4_syorui.html#shinsei2

3. ローズウッド種の輸出について

今回の附属書改正により、マメ科ツルサイカチ属 (*Dalbergia spp.*)、ブビンカ属 3 種 (*Guibourtia demeusei*, *Guibourtia pellegriniana*, *Guibourtia tessmannii*)、アフリカローズウッド (*Pterocarpus erinaceus*) が新たに附属書 II に掲載されます。(附属書 I に掲載される種を除く。)

マメ科ツルサイカチ属 (*Dalbergia spp.*)、ブビンカ属 3 種 (*Guibourtia demeusei*, *Guibourtia pellegriniana*, *Guibourtia tessmannii*) については、以下のものを除く全ての個体の部分及び派生物です。

a) 葉、花、花粉、果実及び種子

b) 船積みごとの合計の最大重量が 10kg 以下の非商業的輸出

ただし、*Dalbergia cochinchinensis* については、注釈#4 に該当する全ての個体の部分及び派生物が規制の対象となり、メキシコ原産であり、かつメキシコから輸出される *Dalbergia. spp.* については、注釈#6 に該当する全ての個体の部分及び派生物が規制の対象になると考えられますが、この点については現在条約事務局に確認中です。

アフリカローズウッド (*Pterocarpus erinaceus*) については注釈が付されておらず、全ての個体の部分及び派生物が対象になる見込みです。

平成 29 年 1 月 2 日前後にローズウッド種の輸出入を行う場合は、相手国側の措置をご確認ください。特に、米国向けに輸出されるローズウッドの貨物については、米国輸入日が平成 29 年 1 月 2 日以降であれば、輸出国の船積み日が 1 月 1 日以前であっても改正附属書に伴う CITES 輸出許可書または再輸出証明書の提出が米国政府により求められています。米国から平成 29 年 1 月 1 日以前に輸出されるローズウッドの貨物については、当該貨物が 1 月 2 日以降に輸出先に到着する場合、木材の採取が CITES 附属書掲載日前であれば、米国政府当局において条約適用前証明書を発給する、としています。

(参考：米国のローズウッド種の輸出入についてのお知らせ)

<https://www.fws.gov/international/pdf/letter-appendix-III-timber-listings-november-2016.pdf>

(本件問い合わせ先)
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室
03-3501-1723 (直通)